

# 岡崎市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会 委員募集要項

## 1 目的

岡崎市介護保険条例（平成12年条例第22号）第2条の4の規定により設置する岡崎市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会（以下「協議会」という。）に被保険者等の意見を反映させるため、委員を公募します。

## 2 活動内容

(1) 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議します。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの適切な運営、公正性及び中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項

イ 同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス、8条の2第12項に規定する地域密着型予防サービス及び第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保するために必要な事項

(2) 年間6回の会議の開催を予定しています。

## 3 協議会の組織

(1) 委員は10人以内

(2) 介護保険の被保険者、介護サービス及び介護予防サービスの事業者、地域における保健・医療関係者、福祉関係者、学識経験のある者

## 4 任期

3年（令和6年4月1日～令和9年3月31日）

## 5 報酬

岡崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第42号）に基づき、会議の出席に際し支払います。

## 6 募集人員

満40歳以上 2人

## 7 応募期間

令和5年12月1日（金）から令和6年1月15日（月）午後5時15分まで（郵送の場合も応募期間最終日必着とします。）

## 8 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすかた

- (1) 市内在住のかた（令和5年12月1日現在、住民基本台帳に登録されていて、引き続き登録されているかた）
- (2) 令和6年4月1日現在、満40歳以上のかた
- (3) 岡崎市の附属機関等の委員を3以上兼ねることにならないかた

## 9 応募方法

所定の「応募用紙」に氏名、住所、生年月日、性別、職業、応募の動機などを記入し、「小論文」を添えて、介護保険課へ直接又は郵送により提出してください。（「応募用紙」及び「小論文」については、返却しません。）

## 10 小論文

- (1) テーマ「高齢者が要介護状態となっても住み慣れた場所で安心して暮らしていただけるためには」
- (2) 800字程度で御自身の考えをまとめてください。
- (3) 用紙の大きさはA4サイズとし、縦書き、横書きは問いません。
- (4) パソコンによる作成も可とします。
- (5) 手書きの場合は、インク又はボールペンを使用してください。

## 11 選考方法等

- (1) 第1次選考として、「小論文」の審査により応募者から4人以内を選考します。
- (2) 第2次選考として、「小論文」の審査により選考されたかたについて、面接を実施します。これにより第1次選考通過者から2人の委員を選考します。
- (3) 審査項目は①協議会への参加意欲②介護保険制度の基本的知識③問題意識 論点整理 目標設定の明確性及び妥当性とし、第1次選考は から まで、第2次選考は から までの項目により審査します。
- (4) 選考結果は、応募者全員に文書により通知します。

## 12 第2次選考（面接審査）実施日時

令和6年2月15日（木）（予定）（1人あたり10分程度）

時間・場所等の詳細については、第1次選考結果通知で案内します。

## 13 提出先

〒444-8601 岡崎市役所 介護保険課事業所指定係（宛先の住所の記入は不要。）（十王町二丁目9番地 福祉会館1階19番窓口 電話23-6646）

## 14 その他

応募者につきましては、氏名、住所、性別、生年月日を住民基本台帳に

より確認させていただきます。